「①地域での生活の支援」に関する意見

平成 20 年 9 月 24 日 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会

(1) 地域移行を進めるための議論の前提

・ 地域移行を更に進めていくとともに、できるだけ地域生活を継続できるようにするためには、 まず先に地域生活が可能となる生計手段の確保(所得保障)の議論が必要であり、少なくとも 与党PT報告書で示されている「障害基礎年金の引上げ」「住宅手当の創設」の早期実現に向け た議論が不可欠である。

(2) 身体障害者の入所施設からの地域移行の受け皿となる「住まいの場」の実状

- ① ケアホーム・グループホーム
 - ・ 現時点において身体障害者のケアホーム・グループホームの利用が認められていないため、 入所施設からの地域移行の受け皿となる住まいの場における身体障害者の選択の幅が狭められている実状がある。障害者自立支援法の3障害一元化の理念に立ち返り、共同生活方式(共同生活の場)を希望する者については、身体障害者のケアホーム・グループホーム利用を認めていくことが必要である。

② 福祉ホーム

- ・地域における障害者の個人生活の場として福祉ホーム事業の制度があり、身体障害者の入所施設からの地域移行の受け皿としての利用も可能であるが、地域生活支援事業(市町村事業)の位置付けとなり、地域間格差(補助単価、ヘルパー利用の可否など)の問題や、市町村の判断で福祉ホーム事業を新たに予算化しない(設置しない)ところが多く見られ、現在設置されている市町村についても来年度以降の事業予算が保障されない不安定な状況にあるのが実状である。
- ・管理人の常駐、緊急コールの設置など、緊急の対応等がないと不安を抱える人も多く、身体 障害者の入所施設からの地域移行の受け皿となる住まいの場(個人生活の場)の確保のため、 福祉ホーム事業を再編し、自立支援給付の事業として位置付ける必要がある。
 - ※ 福祉ホームの設置数 380ヵ所(うち身体71ヵ所)[H18 社会福祉施設等調査報告]
 - ※ 福祉ホームが未設置の市区町村の割合 85.4%「平成 18 年度セルプ協調査より]

③ 公営住宅・民間アパート

- ・ 入所施設からの地域移行の受け皿としての身体障害者の公営住宅への入居に際して、緊急の 対応等がないと不安を抱える人が多いのが実状。
- ・ 障害者世帯等が入居可能な民間賃貸住宅に係る情報を提供する「あんしん賃貸支援制度」を 進めているが、現時点ではその普及が不十分である。迅速な促進方策が不可欠である。
 - ※ 平成 20 年度実施都道府県数 12 都道府県
 - ※ 紹介住宅件数 103 件 (H20.9.19 時点)
 - → 岩手県 (28 件)、宮城県 (9 件)、東京都 (3 件)、神奈川県 (5 件)、京都府 (1 件)、 大阪府 (42 件)、兵庫県 (11 件)、奈良県 (0 件)、広島県 (2 件)、福岡県 (1 件)、 佐賀県 (0 件)、鹿児島県 (1 件)

(3) セルプ協からの提案

①ケアホームとグループホーム・福祉ホームの統合(地域生活ホーム)と三障害共通利用

- ・ ケアホームとグループホーム・福祉ホームを統合(名称:「地域生活ホーム」)し、地域における共同生活・個人生活の場として明確に位置付けること。
- ・ 身体障害者の「地域生活ホーム」の利用を認め (三障害共通利用)、安心して共同生活・個人 生活ができる「住まいの場」を地域の中に確保すること。

※グループホーム・ケアホームと福祉ホーム、セルプ協提案「地域生活ホーム」との比較

	グループホーム/ケアホーム	福祉ホーム	「地域生活ホーム」
役割	地域における障害者の 共同生活の場	地域における障害者の 個人生活の場	●共同生活タイプ→ 地域における障害者の 共同生活の場●個人生活タイプ→ 地域における障害者の 個人生活の場
給付体系	自立支援給付	地域生活支援事業	自立支援給付
利用対象	知的・精神	身体・知的・精神	身体・知的・精神
利用人数 ※H18 社会福祉施 設等調査報告	知的:2.0万人 精神:0.5万人	身体:0.1万人 知的:0.1万人 精神:0.3万人	※GH/CHと福祉ホーム を統合
国庫補助	・運営費補助・敷金・礼金の助成・整備費の助成	・統合補助金	※GH/CHと同様

(参考) 障害種別ごとの旧入所施設・施設入所支援の利用状況 (20年6月国保連合データ速報値)

	旧入所施設	施設入所支援
身体障害者	32, 878 人	10, 127 人
知的障害者	83, 995 人	15,922 人
精神障害者	64 人	152 人

②福祉人材および良質な福祉サービスの確保(報酬水準の抜本的改善)

・ セルプ協提案「地域生活ホーム」の職員配置について、少なくとも世話人 4:1 以上の水準を 福祉人材難の実態の中、確保できる報酬単価の抜本的改善を図るともに、生活支援員の配置や 夜間に職員を配置した場合には加算すること。

(4) 「住まいの場」等社会福祉事業の設置促進に向けた施策の充実強化

- ① 都市計画法改正(平成19年11月30日施行、第34条第1号等)により、市街化調整区域における社会福祉施設の開発許可について、都道府県によって極めて厳しい取り扱いが行われている実態が会員施設から寄せられている。設置促進に向けた配慮をいただきたい。
- ② 租税特別措置法による譲渡所得に係る 5 千万円の特別控除の対象は、土地収用法により限定されているが、ほぼ第1種社会福祉事業が対象であり、第2種社会福祉事業である障害福祉サービスは対象とされていない。見直しが不可欠である。